2　法第六十九条の四第一項に規定する居住の用に供することができない事由として政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定を受けていた被相続人が次に掲げる住居又は施設に入居又は入所していたこと。

イ　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、同法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、同法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム、同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム又は同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム

ロ　介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設

ハ　高齢者の居住の安定確保に関する法律第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（イに規定する有料老人ホームを除く。）

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十一条第一項に規定する障害支援区分の認定を受けていた被相続人が同法第五条第十一項に規定する障害者支援施設（同条第十項に規定する施設入所支援が行われるものに限る。）又は同条第十五項に規定する共同生活援助を行う住居に入所又は入居していたこと。

3　法第六十九条の四第一項に規定する政令で定める用途は、同項に規定する事業の用又は同項に規定する被相続人等以外の者の居住の用とする。

第四十条の二の二第一項第一号中「前条第三項」を「前条第五項」に改め、同条第六項第一号中「推定相続人」を「推定相続人（孫を含む。以下この項及び次項において同じ。）」に改める。

第四十条の四の三第六項第一号中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削り、同項第二号中「（平成十八年法律第七十七号）」を削り、同条第十九項に次の一号を加える。

四　第一号ロに掲げる場合に該当する場合における法第七十条の二の四（第二項及び第五項を除く。）の規定の適用については、同号ロに定める個人を同号の受贈者の直系尊属とみなす。

第四十条の四の三の次に次の二条を加える。

（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例の適用に関する読替え）

第四十条の四の四　法第七十条の二の四第一項又は第三項の規定の適用がある場合における相続税法第二十一条の八の規定の適用については、同条中「ある財産」とあるのは「ある財産（以下この条において「在外財産」という。）」と、「当該財産」とあるのは「当該在外財産」と、「前条又は第二十一条の十三」とあるのは「前条若しくは第二十一条の十三又は租税特別措置法第七十条の二の四第一項若しくは第三項（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例）」と、「金額を超える」とあるのは「金額（当該在外財産に係る贈与税の額が同項の規定により計算される場合において、当該在外財産が同項に規定する特例贈与財産であるときは同項第一号に掲げる金額に当該在外財産の価額が当該特例贈与財産の価額の合計額に占める割合を乗じて算出した金額とし、当該在外財産が同項に規定する一般贈与財産であるときは同項第二号に掲げる金額に当該在外財産の価額が当該一般贈与財産の価額の合計額に占める割合を乗じて算出した金額とする。）を超える」とする。

2　法第七十条の二の四第三項の規定の適用がある場合における相続税法施行令第四条及び第十一条の規定の適用については、同令第四条第一項中「金額は」とあるのは「金額（以下この項において「贈与税相当額」という。）は」と、「とする」とあるのは「とする。この場合において、同項の規定により相続税の課税価格に加算された部分の金額が租税特別措置法第七十条の二の四第三項（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例）の規定の適用を受けた財産の価額であるときにおける贈与税相当額は、当該財産が同項に規定する特例贈与財産であるときは同項第一号に掲げる金額に当該財産の価額が当該特例贈与財産の価額の合計額に占める割合を乗じて算出した金額とし、当該財産が同項に規定する一般贈与財産であるときは同項第二号に掲げる金額に当該財産の価額が当該一般贈与財産の価額の合計額に占める割合を乗じて算出した金額とする」と、同令第十一条第二号中「贈与により財産」とあるのは「贈与により財産（以下この号において「対象財産」という。）」と、「当該財産」とあるのは「当該対象財産」と、「金額」とあるのは「金額（当該対象財産の価額が租税特別措置法第七十条の二の四第三項（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例）の規定の適用を受けた財産の価額である場合において、当該対象財産が同項に規定する特例贈与財産であるときは同項第一号に掲げる金額に当該対象財産の価額が当該特例贈与財産の価額の合計額に占める割合を乗じて算出した金額とし、当該対象財産が同項に規定する一般贈与財産であるときは同項第二号に掲げる金額に当該対象財産の価額が当該一般贈与財産の価額の合計額に占める割合を乗じて算出した金額とする。）」とする。

（相続時精算課税適用者の特例）

第四十条の四の五　法第七十条の二の五第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書に係る贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この項において同じ。）をした者からの贈与により取得する財産については、同条第三項の規定の適用を受ける財産とみなして、同法その他相続税又は贈与税に関する法令の規定を適用する。

2　法第七十条の二の五第一項の規定の適用がある場合における相続税法施行令第二十七条第一項の規定の適用については、同項中「推定相続人」とあるのは、「推定相続人（孫を含む。）」とする。

第四十条の五に次の一項を加える。

12　法第七十条の三第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書に係る贈与をした者からの贈与により取得する財産については、同条第三項の規定の適用を受ける財産とみなして、同法の規定を適用する。

第四十条の六の見出し中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同条第四十五項第三号中「（平成九年法律第百二十三号）」を削る。

第四十条の七の見出し中「納税猶予等」を「納税猶予及び免除等」に改め、同条第十項第一号及び第二号中「納税猶予等」を「納税猶予及び免除等」に改め、同条第十四項中「から第八項」を「から第九項」に、「第四十条の八の二第十四項」を「第四十条の八の二第十三項」に改め、同条第六十七項各号中「納税猶予等」を「納税猶予及び免除等」に改める。

第四十条の七の四の見出し中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同条第五項中「場合には、同条の規定により控除すべき当該林業経営相続人の負担に属する部分の金額」を「場合において、控除未済債務額があるときは、当該特例山林の価額から当該控除未済債務額」に、「第十五条」を「第十三条」に改め、同条第二十項中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「、第十六項」を「、第十七項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項第四号中「第十八項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第十二項第一号」を「第十三項第一号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項第一号ロ中「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第四十条の八の二第十四項」を「第四十条の八の二第十三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「前項第一号」を「第五項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　前項の「控除未済債務額」とは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。

一　相続税法第十三条の規定により控除すべき林業経営相続人の負担に属する部分の金額

二　前号の林業経営相続人が法第七十条の六の四第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈（当該相続又は遺贈に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。）により取得した財産の価額から法第七十条の六の四第二項第五号イに規定する特例山林の価額を控除した残額